

令和 4 年 2 月 2 日

久留米市企業管理者 徳永 龍一 様

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

令和 3 年度包括外部監査結果に関する意見について

久留米市包括外部監査人から提出があった令和 3 年度の監査の結果に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を決定したので、下記のとおり提出します。

記

令和 3 年度の包括外部監査では、下水道事業における企業債等の返済や投資など事業の資金繰りに対して重要な問題提起が示された。特に下水道事業の債務残高 640 億円は、収入の 13.65 倍である。収入に対する債務残高の比率は一般会計の 0.83 倍、水道事業の 2.00 倍に比べて突出して多額である。下水道事業の債務残高は、一般会計の起債残高の 1,413 億円の 45%超を占めており、借入がいかに過大であるかが指摘されている。

久留米市企業局は、令和 3 年度から 10 年間を計画期間とする久留米市上下水道事業経営戦略の中で経常損益は令和 8 年度に赤字に転じると見込んでいる。令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年の間に公共下水道区域について再検証を行うとしている。

今後の整備予定地域には人口密度が低い地域が多い。将来の事業環境に見合った汚水処理方法の精査・分析を行い、現実的な事業計画への練り直しを検討されたい。市民の生活環境への影響が極めて大きいこともあり、全庁的な議論と、議会や利害関係者との意見調整が不可欠である。説得力のある経営戦略を示されたい。問題を先送りする余裕はない。

以上